

7 弥監公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和7年度定期監査結果に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和7年11月17日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行



7弥北中第163号  
令和7年11月14日

弥富市監査委員 様

弥富北中学校校長 安井 明人



令和7年度弥富北中学校定期監査結果報告における措置及び検討  
状況の報告について（通知）

定期監査結果報告において指摘の付された事項について措置を講じたので、  
地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

## 別 紙

### 令和7年度定期監査結果報告における 監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	補助金に係る事務について
<b>監査結果報告における指摘事項</b>		
市から交付される補助金（部活動等選手派遣費補助金、修学旅行補助金、PTA活動補助金、総合学習補助金、総合学習補助金、生徒指導補助金）に係る一連の事務について適切に行われていないものが以下のとおり検出された。		
<p>ア 交付申請書及び、実績報告書の日付が未記入だったので、適切に記入されたい。</p> <p>イ 支出負担行為決議書及び負担行為命令書を学校が作成しているが、市から交付される補助金であることから、市で作成されたい。</p>		

### 上記の指摘事項に対する措置状況等

対象課	弥富北中学校	
原因・理由・背景などの事情説明	ア 学校教育課の指示により未記入で提出し、その後日付を確認していなかったため。 イ 補助金予算は学校に配当されているため、例年同様に学校で作成していた。	
措置の状況	いつ (いつまでに)	ア 指摘後すぐ イ 来年度以降
	誰が (どこが)	ア 担当職員 イ 学校教育課
	何を (どこを)	ア 未記入の日付 イ 支出負担行為決議書
	どのように 措置(改善) した(する)	ア 学校教育課に確認し、記入した。 イ 学校教育課で作成する。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	ア、イともに、校内では管理職や担当職員で情報を共有し、学校教育課担当者にも指摘事項を報告した。